

解体工事に要する費用等(変更)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第13条第1項の規定により
工事請負契約書に記載されている解体工事に要する費用等の内容について変更が生じた場合、同条第2
項の規定により下記に記入すること。

(1) 解体工事に要する費用	
(2) 再資源化等に要する費用	
(3) 分別解体等の方法	
(4) 再資源化等をする施設の 名称及び所在地	